

■逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針（案）に反映する意見等

○：意見を反映し、案を修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの ▲：意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの

No.	ページ	意見等	区分	市の見解	委員名
6	4	(2)文章を明確に記述してほしい。例えば、総合計画から、都市計画マスタープランの記載を削除する。	○	(2)の文末に次の文書を追加します。 「なお、都市計画マスタープランは、総合計画から分離をするものの、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、 <u>総合計画から削除等の変更は行いません。</u> 」	佐藤(英)委員
12	5	最後の2行に記載の『基本構想の「将来像」及び「めざすべきまちの姿(5本の柱)」と「取組みの方向性」については、基本的に継続させるものとし』との部分については、確かに市政の継続性は重要だが、この間、市長が交代するとともに、市を取り囲む環境は大きく変化していることから、全面的でないにしても、変更の余地はあると考える。むしろ全面維持とする方が、行政無謬論や一度決めたことを変えられない行政風土・体質を感じる(市長ではなく市職員がやりたくないのではとも勘繰られる)。総合計画だからこそ、ときに大胆な対応も必要であり、今回はそのタイミングである。	○	・現在の基本構想について、「基本的に継続」としているのは「自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち」という「将来像」を変更する必要があると考えていることによります。 ・しかしながら、ご指摘のとおり、計画開始から8年が経ようとしている中、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて、必要な見直しを行っていく中で(現在、計画がなく懇話会等がない場合には所管課の検討をもとに行います)、文言整理だけではなく、柱立ての見直しが必要な場合も出てくる可能性はあると考えます。そのような変更の必要が出てきた場合は、政策会議などにより市としての検討を行った上で基本構想の変更案に反映させていただきます。	出石委員
13	5	総合計画の5本の柱は4本にまとめられないか。			三原委員

【第3回審議会の審議結果】 ○印の部分は方針(案)に反映させる。

○：意見を反映し、案を修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの ▲：意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの

No.	ページ	意見等	区分	市の見解	委員名
2	1,2	(1)少子高齢化・人口減少の進展 (2)厳しさが続く財政状況 ×「歳入に見合った歳出」という考え方「歳出に見合った歳入」のもと、歳出規模を縮小せずに健全な財政運営を継続していく必要があり＝国の資金の活用←不可欠(川崎市＝ロボット研究開発商品化企業誘致と相模原市＝医療機器開発商品化企業誘致)厚労省・経産省・AMEDなどは大規模戦略執行中(厚労省老健局参与を勤めております＝褥瘡・床擦遠隔診断等他)⇒久小校区自治会事業化提案で却下(それはお上の仕事だそうです)。 ◎インフラ等の老朽化		・ご指摘のとおり「量出制入」という考え方は承知していますが、平成 29 年度に緊急財政対策を行う事態に陥り、将来に渡り安定的な財政運営を続けていくために、臨時的な財源に過度に依存することなく経常的な歳出を賄えるよう、財政構造を変えていく必要があることとして、財政対策プログラムの中で掲げた5つの方針のうちの一つが、『「歳入に見合った歳出」を原則とし、経常的な歳入で経常的な歳出を賄う財政構造への転換」となっています。 ・しかしながら、「量出制入」という考え方を意識しており、例えば下水道最終処分場の更新の検討に対しては、下水道使用料の改定を行うとともに、都市計画税の見直しも視野に入れています。	藤江委員
3	2	・「歳入に見合った歳出」という考え方のもと、歳出規模を縮小するなど健全な財政運営を継続していく必要があるという背景認識について。これは、財政の在り方について時々いわれる「量入制出」という考え方かと思われる。収入の範囲で支出をやりくりするというのは、家計を考えると当然の考え方だが、政府、自治体の財政を考える際には、「量出制入」であると言われている。財政の本来は、必要なサービス・施策を考えた上で税を徴収すべきであるという考え方だと言われている。といっても、現実には財政需要が常に歳入を上回る状況であり、実際には難しい。しかし、考え方の基本を「歳入に見合った歳出」とすることに疑問を感じる。 ・まずは、逗子市にとって必要なサービス・施策は何か(シビル・ミニマム)を考えることが基本ではないだろうか。その上で歳入を勘案して、優先順位を決めていく、あるいは歳入の範囲内での実現を工夫していくというのが総合計画の基盤ではないかと考える。	▲		中畠委員

【第3回審議会の審議結果】 こういった点を念頭を置きながら策定を進めてほしい。

○：意見を反映し、案を修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの ▲：意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの

No.	ページ	意見等	区分	市の見解	委員名
4	3	・自治体の総合計画は、その自治体が、住民の福祉の増進(最大化)を目的として、総合的・計画的に施策を展開するために策定され、すべての施策・計画の最上位に位置づけられるものである。 ・地方自治体における総合計画は、1969年に地方自治法上で基本構想の策定が義務付けられたものの、基本構想に基づく総合計画を策定するしない、その内容も自治体に任されているものである(なお、基本構想策定の地方自治法上の義務付けは、2011年に条文が削除されているが、都市計画法などで「基本構想」が要請される計画がいくつかあることに注意を要する)。 ・総合計画が自治体の自由でありえるのは、法律で規定されているものではないこと、また総合計画の策定が補助金・交付金と直接に結び付いていないことの2つの理由からだと考えている。 ・一方で、まち・ひと・しごと創生総合戦略(総合戦略)は、まち・ひと・しごと創生法に基づくもので、努力義務ではあるものの、地方創生推進交付金を受ける条件となっていることから、義務付けにも等しいものである。 ・そして、総合戦略については、KPIの設定などをはじめ、国の規定に従わなくてはならない点も多くある。 ・総合戦略の目的とする人口減少への対応や地方創生は、逗子市にとっても重要なテーマと考えられるとはいえ(それについてもきちんと検証しておく必要があります)、国の規定に沿う総合戦略と逗子市の自律的な自治の根幹である総合計画を安易に一体化するべきではないと考えますし、「一体化」を進めるのであれば、逗子市の自律性が損なわれないよう慎重な検討と工夫が必要ではないかと考える。	□	総合計画の一部として総合戦略を位置付ける方法を想定しており、これまでの総合戦略の策定にあたっては、総合計画の内容を前提に行っているものです。	中嶋委員

○：意見を反映し、案を修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの ▲：意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの

No.	ページ	意見等	区分	市の見解	委員名
5	3	・計画体系を現在の三層構造から二層に変更することを含め、全体を簡素化する方向には賛成である。行政の業務量負担の軽減はもちろんだが、くわえて、人口減少の中で現行の仕組みを担うだけの市民委員を確保し続ける難しさも認識される必要があると思う(少なくとも「共育のまち」懇話会では、座長が決まらない、個別計画としての意見が求められるなら団体代表が参加すべきという意見が出されるなどの状況があった)。 行政や市民の負担軽減は必須であると考えするため、「総合計画」を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体化することについては消極的賛成である(反対ではない)。人口減少克服と地方創生は確かに逗子市の課題ではあるが、当然ながらこれらは自治体共通の課題であり、逗子市の個性や魅力を引き出す「計画」「戦略」にはなり得ないことを危惧している。「総合計画」の一部として「総合戦略」を位置づけられないか、一体化した場合でも「総合戦略」の内容をあくまで部分にできないか、という点について、制度上の可否も含めて検討できればと思う。また、現行の「総合計画」で何度も議論になった数値目標(定量的評価)の難しさについても、「総合戦略」の条件として引き続き求められるのであれば、現行の経験を踏まえた策定方針(案)になりにくいことも、気になる。	□	・総合計画の一部として総合戦略を位置付ける方法を想定しています。 ・総合戦略には、数値目標とKPIの設定が求められています。数値目標(定量的評価)についてはご指摘のとおりですが、方針案P.7の3-3の(1)で述べているとおり、数値化された指標は客観的に達成度が分かりやすいという利点があります。これまでの進行管理の中行っていたように定性的な視点を加味できるような工夫をしていきたいと考えています。	池谷委員

【第3回審議会の審議結果】 総合戦略と一体化するにあたっては、総合戦略の枠組み等に縛られず、市のアイデンティティをきちんと発揮させること。